

岩手県告示第 574 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 19 年 7 月 24 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 盛岡和賀線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市北笹間 13 地割 45 番地先から 46 番 2 地先まで	新	m 19.2～9.6	m 73.7
	旧	19.0～9.6	73.7

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部
- (2) 期間 平成 19 年 7 月 24 日から同年 8 月 24 日まで